

掛川市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。その関係図面は、平成27年6月29日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月29日

掛川市長 松井三郎

市道認定路線表

NO	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
1	旧掛川幼稚園線 支線	掛川字西町459-2	南西郷字二十六ノ坪830-7	
2	十九首清崎線支 線	十九首字十九首4-1	十九首字十九首65-16	
3	美人ヶ谷滝ノ谷 川線	上西郷字美人ヶ谷4017-1	上西郷字美人ヶ谷4018-1	
4	上西郷工業用地 線	上西郷字滝ノ谷8069-1	上西郷字折立6982-1	
5	段海戸初馬川線	初馬字段海戸1589-1	初馬字段海戸1580-1	
6	加島南2号南線	上西郷字加島335-1	上西郷字加島336-4	
7	竜今寺川左岸線	大淵字野賀東14243-1	大坂字西野2170-2	